認定こども園用

仙台市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 施設・事業所名 |  |
| 施設・事業所類型 | 認定こども園 |
| 法人名及び設置者名 |  |

**令和　　年度 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを行っていることの確認書**

裏面に続く

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 次の内容について，記載すること。  （1）～（3）すべてに該当しない場合は減算） | | (いずれかに〇) |
| ⑴ | 主幹保育教諭等2人を教育・保育計画の立案等の業務に専任（クラス担任を兼務していない）させるための代替保育教諭等を2人配置している。（うち1人は非常勤講師等でも可） | 該当　※主幹保育教諭等の職名と氏名を記載  （職名：　　　氏名：　　　　　　）  （職名：　　　氏名：　　　　　　）  　　　　　　　　・  非該当 |
| ⑵ | 以下のａ及びｂのそれぞれについて複数の項目に該当している。  該当する項目に☑してください。 |  |
| 【 ａ. １号認定児童に係るもの 】  □　①　幼稚園型一時預かり事業，私学助成の預かり保育推進事業，又は幼稚園長時間預かり保育支援事業等のいずれかを実施している。  □　②　私学助成の子育て支援活動の推進等による未就園児の保育，幼稚園型一時預かり事業による非在園児の預かり事業，又は一般型一時預かり事業のいずれかを実施している。  □　③　満３歳児が1人以上在園している。  □　④　障害児(軽度障害児を含む)が園全体で1人以上在園している。  □　⑤年間を通じた継続的な小学校との連携・接続に係る取組であって，以下のア～ウ全ての要件を満たすもの。  　　　ア．小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。  　　　イ．授業・行事,研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動が年間を通  じ複数回計画・実施されていること。  　　　ウ．小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお,継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。 | （2）ａ．①～⑤のうち  複数該当  ・  非該当 |
| 【 ｂ. ２号及び３号認定児童に係るもの 】  □　①　延長保育事業を実施している。  □　②　一般型一時預かり事業を実施している。  □　③　病児保育事業を実施している。  □　④　乳児が３人以上在園している。  □　⑤　障害児(軽度障害児を含む)が園全体で1人以上在園している。 | （2）ｂ．①～⑤のうち  複数該当  ・  非該当 |
| ⑶ | 保護者や地域住民からの教育・育児相談，地域の子育て支援活動等に取り組んでいる。 | 該当・非該当 |

※　（1）～（3）のすべてに該当しない場合は，「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減算調整を受けることになります。

　　※　主幹保育教諭等は，副園長，教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては，主幹教諭，指導教諭，主任保育士）が対象となります。（副園長及び教頭については，幼稚園教諭免許状，保育士資格を有していない者についても，一定の条件の下，任用が可能となっており，当専任化の対象とする場合も，免許・資格の保有は要しません。）

　　※　主幹保育教諭等が指導計画の立案や子育て支援活動等に専任できるようにすることが要件となりますが，主幹保育教諭等が，その役割を適切に果たす観点から，園運営の企画・調整，他の職員に対する指導・助言，学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことは構いません。

**※　確認書の提出がない場合は減算の対象となりますので，該当する場合は必ず確認書を提出ください。**

【添付書類】

【 ａ. １号認定児童に係るもの 】において，（2）ａ.の⑤に該当することで複数要件を満たす場合，以下の全てについて，令和４年度のものをご提出ください。（（2）ａ.の⑤以外で複数要件を満たす場合は提出不要です。）

また，申請時点で人員体制・計画等が未定であり提出できない場合は，後日準備が出来次第ご提出ください。なお，小学校との連携・接続に関する取り組みが確認できず，複数要件を満たさない場合，減算調整がかかります。

・小学校との連携・接続に関する業務担当について明記されている施設や設置法人の事務分掌や事務取扱，規則等の写し（記載部分のみ）

・別紙「「小学校との交流活動にかかる取組内容実施計画書」（小学校との子ども及び教職員の交流活動の内容について記入してください。）

・アプローチカリキュラム（アプローチカリキュラムを編成していない場合は，協議会の議事録や研究会の資料等，具体的な実施状況を証する書類を添付してください。なお, 小学校就学の際に行う引継ぎは当該要件には該当しません。）

このページは提出不要です。

**【参考】**就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律　第14条（抜粋）

　４ 副園長は，園長を助け，命を受けて園務をつかさどる。

　５ 副園長は，園長に事故があるときはその職務を代理し，園長が欠けたときはその職務を行う。

　　この場合において，副園長が二人以上あるときは，あらかじめ園長が定めた順序で，その職務を

　　代理し，又は行う。

　６ 教頭は，園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては，園長及び副園長）を助け，

　　園務を整理し，並びに必要に応じ園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。以下

　　同じ。）の教育及び保育（満三歳未満の園児については，その保育。以下この条において同じ。）

　　をつかさどる。

　７ 教頭は，園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては，園長及び副園長）に事故がある

　　ときは園長の職務を代理し，園長（副園長を置く幼保連携型認定こども園にあっては，園長及び副

　　園長）が欠けたときは園長の職務を行う。この場合において，教頭が二人以上あるときは，あらか

　　じめ園長が定めた順序で，園長の職務を代理し，又は行う。

　８ 主幹保育教諭は，園長（副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園にあっては，園長及び副園長

又は教頭。第11項及び第13項において同じ）を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに園児

の教育及び保育をつかさどる。

　９ 指導保育教諭は，園児の教育及び保育をつかさどり，並びに保育教諭その他の職員に対して，教育

及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。